

あわらし観光まちづくり社会実験 2025

【屋台村湯けむり横丁拡張地等 出店者募集要項】

屋台村湯けむり横丁拡張地等 出店者募集要項

目次

1. 社会実験の目的	14
2. 社会実験の全体像	2
3. 屋台村湯けむり横丁拡張地等の社会実験について	33
4. 募集内容概要	44
5. 実施スケジュール	55
6. 実施に関わる条件・ルール	55
(1) 実施報告書・アンケートの提出について	55
(2) 事業の実施に伴う条件及び注意事項	66
7. 応募申込用紙等の提出	77
8. 問合せ先（事務局）	77

1. 社会実験の目的

あわら市では、観光まちづくりを推進するため、「あわら市観光まちづくりビジョン」を策定し、「来たい、住みたい、おすすめしたい、世界に愛されるまち“AWARA”」をMission（理念）に掲げ、6つのValue（行動指針）の創出を図ることで、「市民も誇れる 各エリアと連携した 滞在型観光地」を目指しています。

これらを実現するため、滞在型観光の波及源となる「あわら温泉街」において、市民が日常の暮らしの中で温泉街を楽しんだり、観光客がそぞろ歩きしたくなる空間の創出やプログラムを試行し、温泉街全体の回遊性や滞在性の向上効果等を検証するための社会実験を実施します。

【あわら市観光まちづくりビジョン】

Mission 来たい、住みたい、おすすめしたい、
世界に愛されるまち “AWARA”

- Value**
- i. チャレンジ精神を忘れず、みんなで連携しよう
 - ii. 私たちがまちに誇りを持ち、笑顔になれることに取り組もう
 - iii. 訪れる人が笑顔になれるよう、おもてなしをしよう
 - iv. 域内消費を促進し、地域経済の成長に貢献しよう
 - v. 環境に優しい持続可能なまちを目指そう
 - vi. 笑顔を通じて自分たちの幸せが実感できる循環を生み出そう

目指す姿

現状・課題を解決し、
ミッションを実現するために…

市民も誇れる（市民も普段から気軽に立ち寄れて、来街者におすすめできる）

各エリアと連携した（あわら独自の食・文化・歴史や市内外の観光地域との連携）

滞在型観光地（滞在して地域を満喫できるエリア）を目指す！

【実施体制】

- 主 催： あわら市観光まちづくりアクションプラン推進に向けた準備委員会
- 運営協力： 長門湯本温泉まち株式会社、株式会社日本海コンサルタント

2. 社会実験の全体像

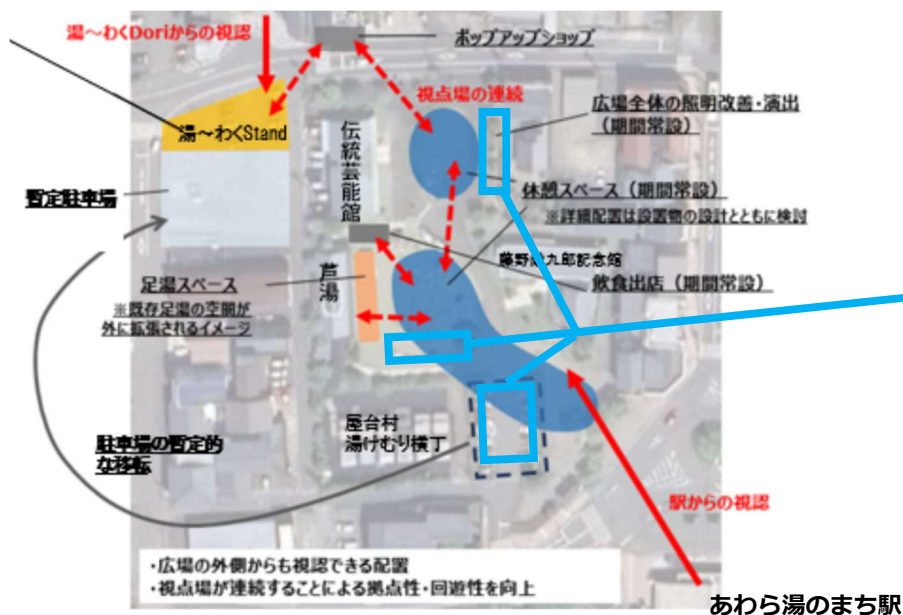
今年度の社会実験では、下記の7拠点において社会実験を実施することを予定しています。本要項は「③屋台村 湯けむり横丁拡張地」「①あわら温泉湯のまち広場」での社会実験における出店者を募集するものです。

【社会実験の実施場所・内容】

【社会実験の実施場所】



あわら温泉湯のまち広場（拠点性向上）の社会実験イメージ



※今回、出店の公募を予定するスペースです。

3. 屋台村湯けむり横丁拡張地等の社会実験について

屋台村湯けむり横丁拡張地等では、目指す将来像の具体化に向けた社会実験を行い、その効果等を検証します。

本要項に基づき屋台村湯けむり横丁拡張地と湯のまち広場での出店者を募集し、主催者及び運営側で実施団体の選考や調整等を行います。

【目指す将来像】

- ・横丁が拡張され、賑わいが駅からも視認できるようになっている。
- ・事業環境が強化され、より多くの事業者を集める場所となっている。
- ・駅から一体的な広場空間が広がっている。
- ・広場近くまで車が進入せず、歩行者・利用者の快適性が増加している。
- ・広場スペースが拡張し、イベント時などにも使いやすい空間となっている。
- ・駐車場の台数も増加し来場しやすい環境となっている。

【社会実験の実施内容】

- ・駐車場移設
- ・既存の空き店舗の活用（公募による募集や自主企画）
- ・横丁拡張部と広場との一体化（人工芝、植栽除却、グランドレベルの設え）
- ・横丁拡張部と什器や子どもの遊び場などの設置

<期間内の一部限定>

- ・現駐車場への横丁の拡張（公募による募集）

【検証項目】

- ・駐車場の移設による活用スペースの拡充に伴う滞留行動等の変化（利用実態調査で把握）
- ・横丁拡張による事業環境（売上・利用等）の確認（アンケート調査で把握）
- ・駐車場の移設に伴う交通への影響（駐車場調査、交通状況調査で把握）
- ・駅からの視認性・広場の一体感の確認（アンケート調査で把握）

【実施イメージ】



4. 募集内容概要

出店場所	屋台村湯けむり横丁拡張地及び湯のまち広場、湯〜わく Stand 共有スペース	
実施期間	2025 年 10 月 18 日(土)～2025 年 10 月 19 日(日) (予定) 1 日単位で申し込み可能	
実施時間	・ 8 : 00～22 : 00 (準備・片付け含む) のうち、事業者が希望する時間 ・ 店舗の営業時間は 10 : 00～21 : 00	
役割分担	【主催者】 ・ ベンチなどのアウトドアファニチャーの設置による滞留空間の創出 ・ 電源の確保	【事業者】 ・ 店舗の設置 (テント、キッチンカー等) ・ 店舗の運営に必要な備品等の準備 ・ 店舗の運営
出店料	○基本使用料 (一日当たり) 出店料 : 1,050 円 (水道・光熱費込み)	
審査	・ 応募者においては、「出店の動機」「出店希望日・時間」「提供物・サービス」が示された書類を提出してください。 ・ 現行法令に基づき、「プロジェクトの趣旨との適合性」「公益性」「実現性」「安全性」などを考慮のうえ、提出書類による審査を実施します。 ・ その他、定められていないものに関しては応募者との協議の上決定します。	
応募条件	○提供物等に応じた必要な資格を有していること。 ○ <u>損害発生等の対策として P L 保険 (生産物賠償責任保険) へ加入していること。</u> ○社会実験の趣旨を理解し必要な情報交換や調査等に協力すること。 ・ 社会実験期間中の売り上げを含む実施報告 ・ アンケート調査等への協力 ○18 歳未満の個人・団体は 18 歳以上の方の同意書の提出をお願いします。 ○E メール等による連絡が可能な方(主催者側からの連絡は E メール等で行うため)。 ○公序良俗に反する内容でないこと。 ○暴力団関係者と関係を有しない個人・団体であること。 ※主催者側で、関係機関に確認をさせていただきます。 ○政党その他の政治団体等の政治活動、布教その他の宗教上の活動を目的としない個人・団体であること。	
緊急時対応	・ 天候の急変やその他緊急時には主催者側の指示に従い、対応を行ってください。	
その他	—	

5. 実施スケジュール

実施時期		内容
2025 年	7 月 29 日	・ 屋台村湯けむり横丁拡張地及び湯のまち広場、湯〜わく Stand 共有スペースへの出店者 募集開始
	8 月 20 日	・ 応募（書類提出）締め切り
	8 月 22 日	・ 選考、審査
	8 月 26 日	・ 審査結果通知
	8 月 26 日～ 10 月 17 日	・ 出店者と協議、調整
	10 月 18 日～ 10 月 19 日	・ 店舗等の準備 ・ 社会実験（店舗の運営）及び実績やアンケート等による検証

6. 実施に関わる条件・ルール

（1）実施報告書・アンケートの提出について

- ・ 今後、屋台村湯けむり横丁拡張地等の活用検討に向けて、実施報告書と主催者が提供するアンケート調査票の提出をお願いします。
- ・ 実施報告書には収支報告も含まれます。来場者との金銭の授受が有る場合、毎回、売り上げの記録を行い、収支報告への記載をお願いします。※収支報告の詳細内容は公開しません。
- ・ 実施報告書、アンケートの内容は、出店者との協議・調整時に主催者から説明します。

(2) 事業の実施に伴う条件及び注意事項

①実施前	・火気を使用する場合は、消火器を1本以上用意してください。 ※消防法に関する届出が必要な場合は、出店者が行ってください。 ・給排水、厨房設備、メニュー看板等出店に必要な備品・設備は各自でご用意ください。なお、内容によっては設置をお断りすることがございますので、事前に事務局に相談してください。 ・商品や店舗装飾については事前に事務局にご相談ください。 【事前に事務局へ提出するもの】 ・万が一の損害等が発生した場合の対策のため、P L 保険（生産物賠償責任保険）等へ加入し、証書の写しを事務局へ提出してください。
②実施期間	・店舗の運営に必要な備品等は出店者が準備してください。 ・照明を準備する場合は電球色としてください。 ・排水が生じる場合は出店者が持ち帰り、適正に処理してください。 ・会場内にゴミ箱を設置する場合は、ゴミが溢れるなど、美観が損なわれることがないようにしてください。 ・会場で発生したゴミや不要になった備品は、必ず出店者が持ち帰り、会場及びその周辺に残さないでください。 ・食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意してください。 ・出店に際して生じたトラブルについては、出店者が一切の責任を負うものとします。また、不慮の事態が発生した場合は、主催者と協議の上、対応してください。 ・商品などの管理、保護については事業者が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、主催者側はその損害を補償しません。 ・混雑時は、利用者の誘導整理を行い、歩行動線の確保に努めてください。
③撤収時	・飲食物等により会場及び周辺が汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃してください。 ・会場は社会実験終了後、原則原状復旧してください。 ・会場及び周辺の施設・設備をき損または滅失したとき、出店者の責任(利用者も含む)において原状復旧してください。

7. 応募申込用紙等の提出

①応募用紙提出締切	2025 年 8 月 20 日(水)
②提出物	応募用紙に必要事項を記載の上、下記書類を E メールにてお送りください。 ・ 応募申込用紙 ・ 写真・設置イメージなど（複数枚） ・ PL 保険（生産物賠償責任保険）証書の写し
③提出先	〔E-mail〕 kanko@city.awara.lg.jp ※タイトルに「あわら市社会実験-屋台村出店申込」と書いてお送りください。
④選考結果通知	2025 年 8 月 26 日(火)（予定） ※選考結果は、全ての応募者に E メールでお知らせします。 ※審査の内容及び結果に関する問合せや異議については応じることができませんので、ご了承ください。

8. 問合せ先（事務局）

あわら市観光まちづくりアクションプラン推進に向けた準備委員会（担当：北澤・久保）

【あわら市観光振興課内】

Tel : 0776-73-8006

MAIL : kanko@city.awara.lg.jp